

第5条 知事は、名簿を作成したときは、これを公表するものとする。

(変更等の届出)

第6条 名簿に登録された者が、次のいずれかに該当するときは、登録事項変更届(別記様式第5号)により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(1) 所在地、名称又は代表者に変更があったとき。

(2) 第2条第2号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 促進企業又は支援企業が、登録されている営業を廃止したとき及び廃止した営業に換えて他の営業を登録しようとするとき。

(登録の取消し)

第7条 知事は、名簿に登録されたものが次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 前条第2号に該当するとき。

(2) 前条第3号において営業を廃止したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な方法により登録を受けたことが判明したとき。

(4) 知事が県の契約の相手方として不適当であると認めたとき。

2 知事は前項の規定により、登録を取り消したときは、その旨を当該企業に通知するものとする。

3 第1項第3号又は第4号の規定により登録を取り消された者は、登録を取り消された日から1年間、第3条第1項に基づく申請をすることができないものとする。

(指名競争入札における取扱い)

第8条 知事は、指名競争入札により物品等を調達しようするときは、促進企業を1名追加指名するものとする。ただし、役務の調達において追加指名しようとするときは、次の各号のいずれにも該当する促進企業から指名しなければならない。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領(平成14年熊本県告示第517号)により格付けされた格付け区分が次のいずれかに該当する者

ア 発注しようとする業務の積算金額(消費税及び地方消費税を含む。)(以下単に「積算金額」という。)が、2,000万円以上(発注しようとする業務がリース、レンタルの場合にあっては、2,900万円以上)の場合にあっては、A。

イ 積算金額が250万円以上2,000万円未満(発注しようとする業務がリース、レンタルの場合にあっては、250万円以上2,900万円未満)の場合にあっては、B。

ウ 積算金額が250万円未満の場合にあっては、C。

(2) 発注しようとする所属の所在地の属する地域振興局管内(ただし、熊本市にあっては熊本市内)に事業所を有する者

(随意契約における取扱い)

第9条 知事は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号及び熊本県会計規則(昭和60年規則第11号。以下「規則」という。)第93条の規定に基づき、随意契約により物品等を調達しようとする場合(ただし、規則第95条第1項各号のいずれかに該当する場合又は定例日を設けて見積り合わせを行う場合を除く。)は、促進企業又は支援企業を1名追加して見積書を徴するものとする。ただし、役務の調達において追加しようとするときは、発注しようとする所属の所在地の属する地域振興局管内(ただし、熊本市にあっては熊本市内)に事業所を有する者から徴しなければならない。

2 知事は、随意契約により、授産施設等が供給できる物品等を調達しようとするときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、授産施設等から調達するよう努めるものとする。

3 知事は、前項の規定による調達を行うため、授産施設等が供給できる物品等に関する情報を収集するものとする。

(調査)

第10条 知事は、登録申請の内容の確認のため、調査を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、平成15年7月1日から施行する。

2 平成15年度の申請においては、第3条第3項中「5月31日まで」とあるのを「6月13日まで」と読み替えるものとする。